

議案第2号

鳥取県立学校管理規則及び日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則及び日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年12月26日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

◇鳥取県立学校管理規則及び日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の制定理由

教育指導に係る優れた指導技術等を広げ、学校教育の充実及び指導体制の強化を図るために、県立学校に指導教諭の職を設置すること等に伴い、関係する規則について一括して所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 指導教諭の職を新たに設置することに伴い、次の規則について所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県立学校管理規則

イ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則及び日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(主幹教諭) 第23条 略</p>	<p>(主幹教諭) 第23条 略</p>
<p><u>(指導教諭)</u> 第23条の2 <u>教育委員会が必要と認める学校に、指導教諭を置く。</u> 2 <u>指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</u></p>	
<p>(教務主任等) 第26条 略 2～7 略 8 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の<u>指導教諭又は教諭</u>(保健体育主事にあつては、<u>指導教諭、教諭又は養護教諭</u>)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>(教務主任等) 第26条 略 2～7 略 8 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭(保健体育主事にあつては、<u>教諭又は養護教諭</u>)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>
<p>第27条 略 2・3 略 4 学科主任及び農場長は、当該学校の<u>指導教諭又は教諭</u>の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>第27条 略 2・3 略 4 学科主任及び農場長は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>
<p>第28条 鳥取盲学校及び琴の浦高等特別支援学校に、寮務主任を置く。<u>ただし、次項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。</u> 2・3 略</p>	<p>第28条 鳥取盲学校及び琴の浦高等特別支援学校に、寮務主任を置く。</p>
<p>(司書教諭) 第29条の2 略 2 略 3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭(養護又は栄</p>	<p>(司書教諭) 第29条の2 略 2 略 3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭(養護又は栄</p>

<p>養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。) <u>指導教諭</u>又は教諭のうち司書教諭の講習を修了したもののの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(通信教育指導員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信教育指導員は、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>若しくは教諭又は高等学校の教員の資格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(舎監)</p> <p>第31条 寄宿舎を設ける学校に、舎監を置く。<u>ただし、次項に規定する舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、舎監を置かないことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(防火管理者)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火管理者は、当該学校の副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>又は教諭の中から、校長がこれを命ずる。</p>	<p>養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。) 又は教諭のうち司書教諭の講習を修了したもののの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(通信教育指導員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信教育指導員は、教頭、主幹教諭若しくは教諭又は高等学校の教員の資格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>(舎監)</p> <p>第31条 寄宿舎を設ける学校に、舎監を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(防火管理者)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火管理者は、当該学校の副校長、教頭、主幹教諭又は教諭の中から、校長がこれを命ずる。</p>
--	---

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭、同規則第21条の2第1項の規定により置かれる副校長、<u>同規則第23条第1項の規定により置かれる主幹教諭並びに同規則第23条の2第1項の規定により置かれる指導教諭</u></p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）第21条第1項の規定により置かれる校長、教頭及び教諭、同規則第21条の2第1項の規定により置かれる副校長<u>並びに同規則第23条第1項の規定により置かれる主幹教諭</u></p>

(4)～(6) 略 (7) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 及び教諭	(4)～(6) 略 (7) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。